

# 九十九里小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日策定

令和5年4月10日改定

## はじめに

「九十九里小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び「千葉県いじめ防止対策推進条例」の基本理念を踏まえ、平成29年11月15日に最終改訂された「千葉県いじめ防止基本方針」をもとに、本校児童がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的として、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えた行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2

### （基本理念）

- ・学校教育目標として「自ら学び、自ら伸びる子どもの育成」をきっかけ、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる心を育むように学校全体で取り組む。
- ・すべての児童が「いじめは絶対に許されない行為である」と正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えていく。
- ・いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、学校、地域社会、保護者、その他の関係者の連携の下、取り組んでいく。

### （いじめの禁止）

児童は、いじめを絶対に行ってはならない。

### （学校及び職員の責務）

学校及び学校の教職員は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域社会、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止等のための対策を実効的かつ組織的に行なうため、また、重大事態の調査を行なう組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### 学校職員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，関係職員（学級担任・長欠対策主任・養護教諭等）

#### 必要に応じて学校職員以外

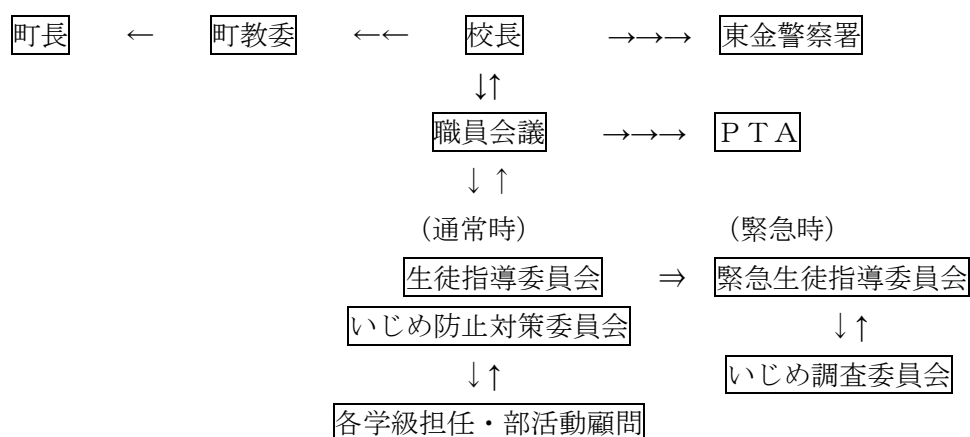
保護者代表，学校評議員，スクールカウンセラー，ソーシャルワーカー，弁護士，医師，民生児童委員，人権擁護委員等

### (2) 生徒指導委員会

月1回，現状や指導についての情報交換及び共通行動について話し合いを行う。全職員の情報共有は打合せ，職員会議において行う。

### (3) 緊急生徒指導委員会

緊急性を要するいじめ等の問題が発生した場合は，その場の適切な処置をとるとともに，校長・教頭に報告する。校長の指示により，支援体制をつくり迅速に対応する。構成委員は，校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，関係職員，保護者代表，他に教育委員会，東金警察署，訪問相談員，スクールカウンセラー，ソーシャルワーカーなどが考えられる。



## 3 いじめの未然防止のための取り組み

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ，すべての児童生徒を対象に，いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

### (1) 道徳教育の充実

千葉県が掲げる「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え，議論する」ことを意識した道徳教育の充実，「いのちを大切にするキャンペーン」，「豊かな

人間関係づくり実践プログラム（小・中学校用）」などに取り組む。

## （２）人権教育の充実

児童が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようにし、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努める。

発達障害を含む障害のある児童，海外から帰国した児童や外国人の児童等外国につながる児童，性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童，東日本大震災・原発事故避難児童等への適切な対応を行う。

## （３）情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり，被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

## （４）安心して学べる環境づくり

規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。教育活動を通して児童生徒の具体的な目標や課題を設定し，児童と教職員がともに努力するなど，本来の学校の機能を充実させ，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることに努める。加えて，教職員は，自らの言動が児童に大きな影響を与えることを十分に認識して，児童生徒に適切な指導を行う。

### 【上記の具体的な取組】

（１）いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。

#### ① 児童理解

児童と積極的にコミュニケーションを図り，児童理解に努める。

#### ② いじめゼロ宣言の掲示

教室に掲示をし，「やめる勇気」「とめる勇気」「はなす勇気」「みとめる勇気」について考えさせる。いじめについて通報することや相談することははずかしいことではないことを伝える。

#### ③ 人権標語づくり（いのちを大切に作るキャンペーンの一環として）

各学級での標語づくりを通して，命の大切さについて考えさせる。

#### ④ 道徳や学活の時間の充実

県教育委員会作成の道徳の映像教材や人間関係作り実践プログラムの活用。

#### ⑤ 高学年の児童を中心に情報モラルに関する授業の実施

発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるようにする。携帯電話教室などの実施。

(2)教職員が児童一人一人を意識して指導に努める。

教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することもあるということ意識して取り組み、学校全体で暴力や暴言を排除する風土をつくり出していく。過度の競争意識、勝利至上主義が児童のストレスを高めるなどいじめの誘発要因になることを理解する。

(3)児童一人一人の自己有用感、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる活動

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実。
- ・児童が主体的・協働的に取り組める学習活動の推進。
- ・体験活動の充実。

②児童の人間関係について調査し、指導に生かしていく活動

- ・年度当初、中間において人間関係について調査を行う。
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムを活動に取り入れて、人間関係について考えさせていく。

#### 4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

組織で速やかに対応し、早期対応を徹底していく。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という認識をもって、教員が児童の日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化に気づき、鋭い感覚を身につけていくことが大切である。そのために年間計画に位置づけて、研修を行う。
- ② 相談箱を保健室前、教育相談室前に設置する。
  - ・毎日点検を行なう。
  - ・児童が誰の目にも触れずに、相談用紙を入れられるように設置する。
- ③ 「学校生活に関するアンケート」を年5回行う。(5月、7月、10月、12月、2月)
  - ・教育相談週間を設け、相談活動を実施する。
- ④ 「いじめアンケート」を行い、分析結果に基づいた対応を行う。
- ⑤ 生徒指導委員会や職員会議において、児童の様子について情報を共有し、より大勢の目で児童を見守っていく。
- ⑥ 様子に変化がある場合には、教員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせ、問題の有無を確認し、解決すべき問題がある場合は、組織的に対応し、早期解決を図る。

⑦ 外部の相談機関や電話相談窓口の情報を本人や保護者に周知する。

外部相談窓口	電話
九十九里小学校 なんでも相談窓口 (学級担任・教頭・生徒指導主任・養護教諭)	0475-76-2071
24時間子供SOSダイヤル(全国共通)	0120-078-310
子どもの人権110番(法務局人権擁護課)	0120-007-110
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777
ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)	0120-783-497
東上総児童相談所	0475-27-5507
千葉県警察外房地区少年センター	0475-22-3741
総合教育センター特別支援教育部	043-207-6025
ライトハウス ちば(千葉県子ども・若者総合相談センター)	043-301-2550

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応のための年間計画

月	取組内容等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより、町ホームページにて「方針」の周知徹底⇒今後、掲載予定</li> <li>・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等)</li> <li>・校内いじめ防止対策委員会の実施(「方針」の説明) (児童によるいじめ防止の取組について)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート(記名式)の実施</li> <li>・教育相談週間(全員面談)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童向け情報モラル教室の開催</li> <li>・学校関係者評価委員会等で「方針」説明</li> <li>・いじめ未然防止に向けた全校集会(いじめゼロ集会)</li> <li>・校内いじめ防止対策委員会の実施</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し)</li> <li>・いじめアンケート(無記名式)の実施、教育相談の実施</li> <li>・校内いじめ防止委員会の実施 ※夏季休業中の指導</li> <li>・保護者面談</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会(ネットいじめも含めた人権研修会等)</li> <li>・教育相談ダイヤル配付</li> <li>・校内いじめ防止委員会の実施</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロ宣言の確認(始業式)</li> <li>・校内いじめ防止対策委員会の実施</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート(記名式)の実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間（全員面談）</li> <li>・職員会議（いじめ防止対策の取組についての中間報告）</li> </ul>
1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校でのいじめ防止対策の取組（いじめ撲滅キャンペーン等の実施）</li> <li>・学校関係者評価委員会</li> </ul>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの実施，教育相談の実施</li> <li>・12月10日世界人権デー</li> <li>・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」</li> <li>・校内いじめ防止策委員会の実施</li> <li>・保護者面談（希望制）</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロ宣言の確認（始業式）</li> <li>・いじめアンケート（記名・無記名選択式）と教育相談の実施</li> <li>・保護者・児童による学校評価アンケート</li> <li>・教職員による次年度の取組計画</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> <li>・第3回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価委員会</li> <li>・校内いじめ防止対策委員会の実施</li> <li>・いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul> <p>※学年末・学年始め休業中の指導</p>

## 6 いじめへの対処

いじめがあったと確認された場合は，組織として迅速に対処していく。

- ①いじめの通報を受けた，いじめの確認をした場合は，担任一人で抱え込まずに組織で対応する。校長を中心にして，対応を協議し，役割分担をして，いじめの解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い，事実を確認した上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている児童については毅然とした態度で指導にあたる。
  - ・いじめられている児童は徹底的に守ることを本人・保護者へ伝える。
  - ・いじめている児童が被害者や通報者に圧力（物理的，精神的）をかけないように対処する。
  - ・傍観者の立場である児童についても，いじめているのと同様であると指導する。
  - ・実態の聴取は適正に行い，記録の保存をする。
- ③学校内だけでなく，家庭との連携を大切にしていく。また，外部機関，各種団体，専門家との連携・協力をして解決にあたる。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，九十九里町教育委員会，東金警察署と連携してこれに対処する。
- ④校長及び教員は，在籍する児童等がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは，学校教育法11条の規定に基づき，適切に，当該児童等に対して懲戒を加える。

## 7 重大事態への対処

重大事態とは「いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害（自殺や重症を負った場合等）が生じた疑いがあると認めるとき。」「いじめにより児童が相当の期間学校（30日程度）を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」を指す。

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、迅速に対応していく。

- ① 重大事案が生じた旨を九十九里町教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議を行い、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。隠蔽や虚偽の報告はしない。
- ⑤ 収集した情報や調査結果をもとに、適切に対応する。

## 8 学校評価、点検、公表

- (1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ・ いじめの早期発見の取組に関すること
  - ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること
- (2) 学校評価等をもとに、いじめ防止基本方針の点検・見直しをし、適切に対応する。
- (3) いじめ防止基本方針を、学校だより等を通して、年度初めに保護者へ公表する。また、ホームページ上に公開、公表する。

(付記)

九十九里小学校「学校いじめ防止基本方針」については、適切に検証を行い、随時、改定をしていくこと。

平成31年4月1日	一部改定
令和2年4月23日	一部改定
令和3年4月5日	改定なし
令和4年4月5日	改定なし
令和5年4月10日	一部改定

(いじめについてのアンケート例)

学校生活についてのアンケート

氏名 ( )

1 あなたは、今、困っていることや悩んでいることはありますか。

あります

ありません

2 「あります」に○をつけた人に聞きます。

① それはどんなことですか。(いくつでも)

( ) 勉強のこと ( ) 友だちのこと ( ) 自分の体のこと

( ) 家族のこと ( ) 部活動のこと ( ) 進路のこと

( ) 先生のこと

( ) その他《 》

② 困っているや悩んでいることを相談できる人はいますか。

います

いません

3 先生に知ってもらいたいことがあれば、書いてください。

4 4月から今までに次のようなことがありましたか。(いくつでも)

( ) からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりした。

( ) 仲間はずれにされたり、無視されたりした。

( ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、たたかれたり、けられたりした。

( ) 強くぶつかられたり、強くけられたり、たたかれたりした。

( ) お金やものをくれるようにしつこく言われた。

( ) お金やものをかくされたり、無断で持っていかれたり、こわされたりした。

( ) 携帯やスマートフォンで自分の画像を送られたり、悪口を書き込まれたりした。

( ) 上以外で、いじめられた。(内容: )

5 4の質問で○をつけた人に聞きます。

① いつごろですか。( )

② だれからですか。( )

③ どんなことをされましたか。( )

④ それは今でも続いていますか。( 続いている 続いていない )

⑤ その時、だれかに相談しましたか。( 相談した 相談していない )



(重大事態調査用紙例)

いじめについてのアンケート

氏名 ( )

1 □年□組のいじめについて聞きます。

あなたは、□年□組で、○月から△月の間に、いじめがあったことについて、見たり、聞いたりしたことはありますか。

あります

ありません

2 「あります」と答えた人に聞きます。それはいつごろ、どんなことですか。

① いつごろですか。( )に 見た ・ 聞いた

② どんなことですか。

③ いつごろですか。( )に 見た ・ 聞いた

④ どんなことですか。

3 あなたはいじめをしましたか。(○月から△月の間に)

はい

いいえ

4 あなたはいじめをうけましたか。(○月から△月の間に)

はい

いいえ

5 いじめについて、これ以外で知っていることがあれば、書いてください。